



福岡医発第 192 号 (地)
令和 5 年 4 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査 1 件 (E 3 (新項目): 1 件) が保険適用されたことに伴い、
今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料 1 のとおり取り扱う通知が示さ
れ、令和 5 年 4 月 1 日から適用となった旨、日本医師会より通知がありました。

本通知の内容について、日本医師会において添付資料 2 のとおり整理されて
おりますので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、
医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されますこ
とを申し添えます。

<添付資料>

1. 検査料の点数の取扱いについて

(令和 5 年 3 月 31 日付け 保医発 0331 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長、
厚生労働省保険局歯科医療管理官)

2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会医療保険課)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第139号（保険）
令和 5 年 4 月 11 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
松 本 吉 郎
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査 1 件（E3（新項目）：1 件）が保険適用され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料 1 のとおり取り扱う通知が示され、令和 5 年 4 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて

(令 5.3.31 保医発 0331 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官)

2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発0331第1号

令和5年3月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）を下記のとおり改正し、令和5年4月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添1第2章第3部第1節D012に次を加える。

(59) 糞便中カンピロバクター抗原（定性）は、カンピロバクター感染を疑う患者に対し、イムノクロマト法により行った場合に本区分「38」肺炎球菌細胞壁抗原定性を準用して算定できる。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号）

改 正 後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 （略） 第 2 章 特掲診療料 第 1 部・第 2 部 （略） 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D 0 0 0 ～ D 0 1 1 （略） D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1) ～ (58) （略） <u>(59) 糞便中カンピロバクター抗原（定性）は、カンピロバクター感染を疑う患者に対しイムノクロマト法により行った場合に本区分「38」肺炎球菌細胞壁抗原定性を準用して算定できる。</u> D 0 1 3 ～ D 0 2 5 （略） 第 2 款 （略） 第 2 節 削除 第 3 節・第 4 節 （略） 第 4 部～第 13 部 （略） 第 3 章 （略）	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 （略） 第 2 章 特掲診療料 第 1 部・第 2 部 （略） 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D 0 0 0 ～ D 0 1 1 （略） D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1) ～ (58) （略） （新設） D 0 1 3 ～ D 0 2 5 （略） 第 2 款 （略） 第 2 節 削除 第 3 節・第 4 節 （略） 第 4 部～第 13 部 （略） 第 3 章 （略）

新たに保険適用が認められた検査

令和 5 年 3 月 31 日 保医発 0331 第 1 号（令和 5 年 4 月 1 日適用）

No.1

測定項目	糞便中カンピロバクター抗原（定性）
販 売 名	クイックナビーカンピロ
区 分	E 3（新項目）
測定方法	イムノクロマト法
主な測定目的	糞便中のカンピロバクター抗原の検出（カンピロバクター感染の診断の補助）
点 数	D012 感染症免疫学的検査 38 肺炎球菌細胞壁抗原定性 184 点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の別添1第2章第3部第1節D 0 1 2に次を加える。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D012 感染症免疫学的検査 （1）～（58）（略） <u>（59）糞便中カンピロバクター抗原（定性）は、カンピロバクター感染を疑う患者に対しイムノクロマト法により行った場合に本区分「38」肺炎球菌細胞壁抗原定性を準用して算定できる。</u>

（日本医師会医療保険課）